

(平成26年12月3日報道資料抜粋)

## 年金記録に係る苦情のあっせん等について

### 年金記録確認北海道地方第三者委員会分

#### 1. 今回のあっせん等の概要

(1)年金記録の訂正を不要と判断したもの

4 件

国民年金関係 1 件

厚生年金関係 3 件

## 北海道国民年金 事案 2382 (事案 1398 の再申立て)

### 第1 委員会の結論

申立人の昭和42年9月から47年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和19年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和42年9月から47年3月まで

私は、昭和42年9月頃、A町役場で国民年金の加入手続を自分で行い、申立期間の国民年金保険料については、毎月、同町役場の窓口で夫婦二人分の印紙を購入し、国民年金手帳に貼ってもらって納付したことを記憶しており、申立期間の国民年金保険料が未納となっていることに納得がいかないのので、申立期間の保険料を納付していたことを認めてほしいと申し立てたが、年金記録の訂正は必要でないとは判断された。

その後、私は、夫婦二人分の保険料を納付していたとの前回の記憶は勘違いであり、夫は国民年金に加入していなかったことを思い出した。夫のA町における国民年金の記録は間違っているので、私の年金記録も間違っていると思う。

再申立てに当たり、申立期間の国民年金保険料の納付に係る新たな資料等はないが、私が申立期間の保険料を納付していたことは確かなので、再度申立てを行う。

### 第3 委員会の判断の理由

申立期間に係る申立てについては、i) 申立人は、申立期間の始期直後の昭和42年10月に婚姻しているところ、「夫は、婚姻前から国民年金に未加入であったので、私が国民年金に加入することを勧め加入させた。」と供述しているが、申立人の夫は、オンライン記録により、41年6月から43年3月まで厚生年金保険に加入していることが確認できることから、申立人の供述は不自然であること、ii) 申立人の夫の昭和43年度及び44年度の国民年金保険料は未納とされている上、45年度の保険料は46年3月20日に一括現年度納付されていること、及び46年度の保険料は3か月ごとに納付書により現年度納付さ

れていることが確認できることから、「申立期間について、自分と夫の保険料を併せて、A町役場の窓口で毎月納付した。」とする申立人の供述と一致しないこと、iii) 申立人が申立期間の国民年金保険料を納付したことを示す関連資料は無く、申立人に対して別の国民年金手帳記号番号が払い出された形跡は見当たらない上、ほかに申立期間の保険料が納付されたことをうかがわせる周辺事情も見当たらないこと等を理由として、既に当委員会の決定に基づき、平成22年1月29日付けで年金記録の訂正は必要でないとする通知が行われている。

今回、申立人は、当委員会の決定に納得がいかないとして再申立てを行っているが、申立人の国民年金手帳記号番号は、国民年金手帳記号番号払出簿により、申立期間後の昭和47年5月15日にA町で払い出されたことが確認でき、同町の申立人に係る国民年金被保険者名簿及び申立人が所持する年金手帳(昭和47年5月15日発行)のいずれにおいても、申立人は、同年4月1日に国民年金の被保険者資格を取得していることが確認できる上、申立期間に申立人に対し別の国民年金手帳記号番号が払い出された形跡も見当たらないことから、申立人は、申立期間当時、国民年金に未加入であり、国民年金保険料を納付することができなかったものと考えられる。

また、申立人は、申立期間の国民年金保険料の納付に係る新たな資料等を提供することなく、前回の「自分が自分と夫の保険料を併せて納付していた。」との申立内容は勘違いであったとして、今回、「夫は、国民年金に加入していない。夫のA町における国民年金の記録は間違っているので、私の年金記録も間違っていると思う。」と、申立内容を大きく変更しているが、申立人の夫について、国民年金の加入記録が確認でき、当該申立内容が妥当とは考え難いことから、これは当委員会の当初の決定を変更すべき新たな事情とは認められず、ほかに当委員会の当初の決定を変更すべき新たな事情も見当たらないことから、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 14 年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 33 年 4 月から同年 5 月 1 日まで  
② 昭和 33 年 5 月 21 日から 36 年 3 月 1 日まで

私は、昭和 33 年 4 月から 36 年 2 月末日まで、A 社で継続して勤務していたが、申立期間①及び②の厚生年金保険の加入記録が確認できない。

厚生年金保険料が給与から控除されていたことを確認できる給与明細書等はないが、両申立期間について、厚生年金保険の被保険者であったことを認めてほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

1 申立期間①について、A 社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿（以下「被保険者名簿」という。）及びオンライン記録によると、当該事業所は、昭和 33 年 5 月 1 日に厚生年金保険の適用事業所となっており、申立期間①当時は同保険の適用事業所でなかったことが確認できる。

また、上記の被保険者名簿により、申立人と同学年で、申立人と同様に昭和 33 年 5 月 1 日に当該事業所における厚生年金保険の被保険者資格を取得していることが確認できる 30 人のうち、生存及び所在が確認できた 21 人に照会したところ、回答が得られた 12 人のうち 4 人は、「昭和 33 年 5 月 1 日より前から勤務していた。」と回答しているものの、いずれの者からも、自身が同保険の被保険者資格を取得する前の期間について、同保険料が控除されていたことをうかがわせる証言は得られなかった。

2 申立期間②について、申立人が保管する同僚と写っている写真及び複数の同僚の回答から判断すると、申立人は、期間の特定はできないものの、当該事業所に勤務していたことは推認できる。

しかしながら、当該事業所に係る被保険者名簿により、申立期間②当時、

厚生年金保険の被保険者記録が確認でき、かつ、生存及び所在が確認できた27人（上記1の生存及び所在が確認できた21人のうち20人を含む。）に照会し12人から回答が得られたものの、いずれの者からも、申立人の申立期間②における厚生年金保険の加入状況及び同保険料控除について、証言を得ることはできなかった。

また、上記の被保険者名簿において、申立人の厚生年金保険の被保険者記録が訂正されているなどの不自然な形跡は見当たらない。

- 3 申立期間①及び②について、オンライン記録によると、当該事業所は、昭和38年2月19日に厚生年金保険の適用事業所でなくなっており、商業・法人登記簿謄本によると、既に解散していることが確認できる上、当時の事業主の一人は死亡、他の一人は生存及び所在が不明であり、他の役員についても、生存及び所在が確認できないことから、申立人の両申立期間における勤務実態、厚生年金保険の適用状況及び同保険料控除について確認することができない。

また、上記1の回答が得られた同僚12人のうち1人が当該事業所で総務、会計又は経理を担当していたと記憶する二人に照会したが、一人は入院中、他の一人は施設に入所中であるため回答が得られないことから、申立人の両申立期間における勤務実態、厚生年金保険の適用状況及び同保険料控除について証言を得ることはできなかった。

さらに、申立人は、同僚の名前を挙げているものの、姓のみの記憶であるため、個人を特定することができないことから、同人に照会することができず、申立人の申立ての事実を裏付ける証言及び資料を得ることができなかった。

- 4 このほか、申立人の両申立期間に係る申立内容について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、両申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 27 年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 47 年 8 月 25 日から 48 年 4 月 20 日まで

申立期間は、A社（現在は、B社）で運転手として勤務していたが、厚生年金保険の加入記録が確認できない。

厚生年金保険料が給与から控除されていたことを確認できる給与明細書等は無いが、当該事業所に勤務していたことは間違いないので、申立期間について、厚生年金保険の被保険者であったことを認めてほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人の勤務状況に関する具体的な主張及び複数の同僚の回答から判断すると、勤務期間の特定はできないものの、申立人は、申立期間中にA社に勤務していたことは推認できる。

しかしながら、B社及び申立期間当時の事業主は、「申立期間当時の資料が無く、状況は不明である。」と回答しており、申立人の申立期間における勤務実態並びに厚生年金保険の適用状況及び同保険料控除について確認することができない。

また、申立人が同期入社で退社も一緒であったとして名前を挙げた同僚は、当該事業所に係る厚生年金保険事業所別被保険者名簿（以下「被保険者名簿」という。）によると、厚生年金保険の被保険者であった形跡が無い上、同被保険者名簿により、申立人が姓のみを記憶する同僚と同姓で、申立期間当時、同保険の被保険者であったことが確認できる一人に照会したものの、同人は、「昭和 45 年 2 月頃に入社し運転手として勤務していたが、厚生年金保険に加入したのは 46 年 10 月からであった。同保険に加入する前は、給与から厚生年金保険料は控除されていなかった。」と回答している。

さらに、オンライン記録により、申立期間当時、当該事業所において厚生年

金保険の被保険者であったことが確認でき、かつ、生存及び所在が確認できた10人（上述の同僚一人を除く。）に照会し、7人から回答が得られたところ、このうち申立人と同様に運転手であったとする5人のうち3人は、自身が記憶する入社時期からそれぞれ約1年から6年5か月後に同保険の被保険者資格を取得していることが確認でき、そのうち一人は、「厚生年金保険に加入する前は、給与から厚生年金保険料は控除されていなかった。」と回答している。

以上のことを踏まえると、当時、当該事業所では、従業員について、入社と同時に一律に厚生年金保険に加入させる取扱いを行っていなかったものと考えられる。

加えて、上述の同僚7人からは、申立人が申立期間に係る厚生年金保険料を給与から控除されていたことをうかがわせる回答は得られなかった。

その上、当該事業所は、申立期間当時、C厚生年金基金に加入していたことから、同基金に照会したところ、「申立人は、当該事業所において当基金に加入していた形跡は無い。」と回答している。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

## 北海道厚生年金 事案 5037

### 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 23 年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 58 年 4 月 1 日から 59 年 10 月 1 日まで  
昭和 58 年 4 月から A 病院で外科部長として勤務したが、厚生年金保険の被保険者資格取得日が 59 年 10 月 1 日となっている。  
申立期間について、厚生年金保険の被保険者であったことを認めてほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

A 病院が発行した在職証明書及び複数の同僚の供述から判断すると、申立人が、申立期間に同病院で勤務していたことは推認できる。

しかしながら、事業主は、「当時の資料を保管していない。」と回答していることから、申立人の申立期間における厚生年金保険の適用状況及び同保険料控除について確認することができない。

また、当該事業所の当時の総務課長及び経理課長（昭和 59 年 7 月以降は事務長）は、オンライン記録によると、いずれも、既に死亡していることが確認できることから、当該経理課長の部下として給与計算事務を担当していた者に照会したところ、同人は、「社会保険手続事務及び医師の給与計算は経理課長が担当しており、医師に関する書類は見せてもらえなかったので、医師の厚生年金保険の適用及び同保険料の控除については分からない。」と回答している。

さらに、申立人が名前を挙げた同僚二人並びに当該事業所に係る健康保険厚生年金保険被保険者原票（以下「被保険者原票」という。）により、申立期間及びその前後の期間において、厚生年金保険の被保険者であったことが確認できた 19 人に照会し、16 人から回答を得られたものの、申立人の申立期間における厚生年金保険料が給与から控除されていたことを確認できる具体的な回答を得ることができなかった。

加えて、B 厚生年金基金から提出された申立人に係る加入員台帳によると、



当該事業所における申立人の厚生年金基金の加入員資格取得日は、当該事業所に係る被保険者原票及びオンライン記録において確認できる申立人の厚生年金保険被保険者資格取得日と一致していることが確認できる。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。